

## 第1回 統計作成プロセス部会要求事項等検討タスクフォース 議事概要

1 日 時 令和2年11月26日(木) 16:28~18:24

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

椿 広計(座長)、川崎 茂(座長代理)

【専門委員】

篠 恭彦

【審議協力者】

下野 僚子(東京大学総括プロジェクト機構「プラチナ社会」総括寄付講座特任助教)、  
鈴木 督久(総務省統計研究研修所客員教授)、  
安井 清一(東京理科大学工学部経営工学科講師)、  
内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、  
国土交通省、埼玉県、東京都

【事務局(総務省)】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、重里次長等

4 議 題

- (1) 「第三者監査」に関する統計委員会(統計作成プロセス部会)のミッション等について
- (2) 公的統計における品質管理の取組について
- (3) 今後の審議方針等について
- (4) その他

5 概 要

- 座長から、参考5により、審議協力者の紹介があった後、今後の審議の基礎となるタスクフォースにおけるミッションや、これまでの公的統計における品質管理の取組状況について、情報の共有を図った。
- その共通認識の下に、座長から提案されたタスクフォース運営に当たっての基本方針について議論し、基本的な了承を得た。  
ただし、第三者監査は、「統計作成プロセス診断」とも位置付けられる取組であることや、統計監理官の活動における指針を含めた検討の必要性、公的統計の作成者としての責任などの観点から、座長提案の内容について一層の明確化を図り、議事概要とともに構成員の確認を得た上で、最終的な基本方針とすることとされた。
- また、今回示された意見等については、今後のタスクフォースの審議に活かしていくこととされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

- (1) 「第三者監査」に関する統計委員会(統計作成プロセス部会)のミッション等について
- (2) 公的統計における品質管理の取組について

- タスクフォースでは、「要求事項」を先行して議論することに異論はないが、「要求

事項」を適用する際の対象範囲や頻度等を含めた「方針」のイメージも視野に入れて審議を進めた方がよいのではないかと。また、第三者監査の「試行」についても、いつ頃、どれぐらいの規模で、何を対象に行うのか、などのイメージを共有しておくべきではないかと。

→ 参考4の本タスクフォース設置規定のとおり、現時点においては、令和3年度に試行を行い、その結果等も踏まえて「要求事項」及び「方針」の必要な見直しを行った上で、令和4年度からの本格実施を目指すとのスケジュールを想定している。この試行の対象範囲や対象数については、現時点で具体的にイメージしているわけではないが、例えば、基幹統計を所管している主要府省から一つずつといったボリュームで実施することも考えられる。このような点を含め、試行に向け、「方針」を令和3年度の半ばまでに決定いただければと考えている。また、第三者監査の対象範囲や実施頻度等については、試行結果を踏まえた「方針」の最終的な整理の中で決まるものと考えている。

○ 第三者監査の試行に当たっては、一つの「方針」の下で実施する方法のほか、複数の「方針」でそれぞれ実施する方法もあるが、この点はどのように考えているのか。

→ 複数の「方針」でそれぞれ試行するというよりは、一つの方針の下で、部分的にA案、B案といった複数のやり方が考えられる場合、それぞれの案について試行してみる、という形になるのではと考えている。

→ 複数の代替案をそれぞれ試行するというよりは、ある程度内容を絞り込んだ「方針」に基づいて試行し、その結果を踏まえて「要求事項」や「方針」の最終案を議論していくことになるのではないかと。

○ 既存のガイドラインをベースとして「要求事項」等を検討することに異論はないが、過度にこだわることもない。品質管理には「後工程はお客様」という言葉もあるが、既存のガイドラインでは、統計調査結果を公表した後の工程について、詳細に整理されていないのではないかと。既存のガイドラインをベースにしつつ、統計が公表された後のプロセス、ユーザー等からのフィードバックをどう取り扱うかなどの工程についても検討すべきではないかと。

→ TQMの観点から議論するという意味では、御指摘に同感である。最終顧客である国民の方々に満足いただくという観点や公的統計はどのような形で最終顧客である国民の支持を得るのかについても、「要求事項」やあるいは更に「原理」に近いものとして、基本的な考え方を示すことは重要である。

○ 統計の欠陥が判明する端緒は、ユーザーや調査の関係者から寄せられる苦情や疑問であることが多い。そういった苦情や疑問に答えるということも、一つのプロセスと捉え、企画部分の「要求事項」に反映させることも必要ではないかと。

→ 世に出した製品へのフィードバックを統計作成主体が収集するような仕組みを設けているかもチェックの対象にすべき、という視点は重要と考える。

→ 顧客の満足度やクレームを把握することに加え、それらに対して対応・反映する仕組みが設けられているかも大事な視点になろう。

○ 「要求事項」の検討に当たって、既存の各種ガイドライン等の内容をベースすると

は、既存ガイドラインや日本品質管理学会規格に盛り込まれた内容を、統計作成プロセスに沿って整理していくという理解でよいか。その「要求事項」の最終的なアウトプットイメージは、どのように想定しているのか。

→ 「要求事項」の検討イメージについては、御指摘のとおりと考えている。その際、品質保証ガイドラインの「統計調査の実施過程の質評価」に関する評価事項は、ある程度プロセスごとに整理されているものの、それ以外の既存ガイドラインは、課題ごとに整理されているため、それらをプロセスごとに再整理する過程において、「要求事項」として不足している部分が明らかとなり、その部分を追加したものがアウトプットになるものと想定している

○ 品質保証ガイドラインでは、別紙3として要素別の評価事項を、別紙4としてプロセス別の評価事項を定めているが、これらは評価の軸が異なっている部分や交差する部分もあり、これらをプロセスごとに整理できるよう双方向から議論するイメージという理解でよいか。

→ 品質保証ガイドライン別紙3については、製品（プロダクト）に対する品質評価事項となっており、本日御指摘のあった、ニーズを把握するための措置を講じているか、把握したニーズを適切に反映しているかといった、本来、企画のプロセスで考えるべき部分なども含まれている。また、別紙4については、調査計画の実査を中心とした統計調査の実施過程（プロセス）に対する質の評価事項となっている。このように、ガイドラインには、体系的に整理できていない部分もあることから、今般の標準的な業務マニュアルや第三者監査に関する取組を通じて、既存ガイドライン等の内容に係る整理の方向性も見えてくるのではないかと考えている。

○ 第三者監査については、統計調査が終了した後に、作成を依頼した資料や記録を基に事後的に実施するイメージか、それとも、日常的にプロセスごとのチェックを実施するイメージなのか。また、第三者監査を高頻度で実施しないまでも、チェック項目が多々ある中で、その全てを詳細に確認するとなると、各府省の業務負担が非常に大きくなるので、例えばチェック項目に濃淡を付けるといったことも重要ではないか。

→ 第三者監査の頻度、タイミングなどは、今後の検討課題と考えている。また、基本的には、一連の統計作成プロセスが終了した後に、標準的な業務マニュアル等で保存すべきと定められたドキュメント類を確認することにより、統計作成府省の負担軽減を図りながら実施するイメージになろうかと考えている。

○ 今回のミッションについては、一般統計調査や基幹統計調査などそれぞれの統計の目的に対して、それぞれの統計作成プロセスの質保証を考えていくとともに、その上位のマネジメントについても検討していく必要があるのではないかと感じた。今後、どこまでを検討のスコープに含め、どのように検討を進めていくかという観点から、ISO20252による保証の目的を確認しておきたい。例えば、サンプリングのプロセスに関する要求事項については、統計学的な正しさを保証することを目的としたものか。

→ ISO20252は、必ずしも統計学的な正しさを要求するものではない。それも一部分としてあるが、基本は、市場調査、社会調査をどういう手順で実施すれば適正かを

保証しているものである。例えば、市場調査の約8割はネットリサーチで実施されており、必ずしも統計学的な正しさが担保されているものではないが、ISO20252に基づいて実施することで、実施プロセスに係る一定の適正さを担保できるという規格である。また、ISO20252は、基本的に製品認証であるが、製品認証としての要求事項に加えマネジメントに関する要求事項も含まれており、両者が混ざった内容の規格となっている。このため、今般の「要求事項」の検討に当たってISO20252をベースとする場合には、マネジメント的な観点も考慮することになる。

### (3) 今後の審議方針等について

- 統計作成主体にとって実効性があり、かつ過度の負担を迫らせないためには、「要求事項」やその運用スキームの内容に加え、監査の現場において、例えば、安易にダブルチェック、トリプルチェックを導入せよ、などと負担の重い解決策を提示するのではなく、改善に向けた具体的なサジェッションができなければならない。「方針」の検討に当たっては、「監査担当者の力量はどういうものか」という議論も必要になってくるのではないかと考える。
  - 御指摘は同感である。監査担当者が要求事項の適合性だけに集中した第三者監査を実施すると、ますます現場が疲弊してしまうことになる。監査を担当する者に対するガイドライン、指針のような検討も必要と考える。
  - 「監査」という言葉は、悪いことをやっていないかチェックする、という印象を受けるが、今般の取組については、「アドバイス」というような言葉の方がより適切ではないかと考えている。第三者監査においては、より良い改善の在り方を共に検討し、統計作成者が「自己の気づき」により主体的に取り組むことが重要であり、そのような取組を促すこと、改善のアイディアを助言することなどができるような仕組みが望ましい。
  - 御指摘のとおり、統計作成主体が「自らの気づき」により改善を図ることを促すような監査にしていくべきであり、コンサルテーションやアドバイスということを含む仕組みとするべきだと考える。「監査」という言葉にネガティブな印象を持たれるのであれば、例えば、人間ドックに入っただいて「こういう風に生活を変えた方がよいのではないですか」といったアドバイスを、「診断」というようなイメージで捉えてもよいのではないかと考える。
- 全体的な審議方針については、御提案のとおりで良い。ただし、マーケティングリサーチと公的統計の違いを意識した上で検討する必要があるのではないかと考える。マーケティングリサーチは、クライアントから業務を受託して実施することを前提としており、オーナーは発注者であるクライアントとなる。その枠組みで公的統計をみた場合、統計作成府省は、業務を発注する意味でクライアント（オーナー）の立場でもあり、業務を自ら実施する意味で実施者ともなる。また、公的統計のオーナーの責任は重く、何年たっても製品の保証をしなければならない。さらに、統計のアウトプットや調査の実施過程に対して国民からの疑問や苦情が寄せられた際、どのように対応すべきか、対応する仕組みがあるか、といった視

点は、ISO20252ではカバーしきれない部分ではないかと思われる。「要求事項」の検討に当たっては、このような観点・視点も視野に入れておくべきではないか。

→ ISO20252に限ってみれば基本的には御指摘のとおりであり、発注者がいて、それに対しての責任を果たすということが基本となっている。このため、「要求事項」の検討に当たっては、マネジメント的な観点も含めて議論していく必要があると考えている。

→ 御指摘はもっともであり、例えば、苦情への対応や管理の仕組みを確立し、それを品質管理に活かす観点も視野に入れて「要求事項」を検討することも重要である。今後の検討に当たっては、既存のガイドライン等の内容を、企画、実査などの統計作成プロセスごとに整理した「たたき台」を基に検討する中で、追加すべき部分についても議論することになるものと考えている。

- 今般のミッションは、本タスクフォースに審議協力者として参加いただいている各府省や地方公共団体にとっても非常に重要なミッションであり、今後の議論においては、忌憚ない御意見をいただきたい。

#### (4) その他

- 次回の日程は、各構成員の日程を調整した上で改めて連絡することとされた。

(以上)

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>